

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市市税条例及び海老名市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、海老名市市税条例及び海老名市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和8年4月22日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法の改正に伴う所要の改正措置について、緊急を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めらるため

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

海老名市長 内 野 優

記

海老名市市税条例及び海老名市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

海老名市市税条例及び海老名市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

(海老名市市税条例の一部改正)

第1条 海老名市市税条例（平成29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条中「の種別割（以下「種別割」という。）」を削る。

第39条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第40条の2第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「法第443条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第40条の3から第40条の5までを削る。

第41条（見出しを含む。）及び第42条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第43条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第44条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第45条第3項中「第443条第3項ただし書」を「第443条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第58条第1項第3号中「第40条の4又は」を削る。

附則第11条の見出し中「及び法附則第15条の9の3」を「、法附則第15条の9の3及び法附則第15条の11」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第2

4項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第8項から第10項までを削り、同条第11項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第12項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第13項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第14項を第11項とし、第15項を第12項とし、同条に次の1項を加える。

13 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第12条中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第13条中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第13条の2 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平

成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第3項中「に掲げる」を「の適用を受ける」に、「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第4項を削る。

附則第16条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「前条第2項から第4項まで」を「前条第2項又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第17条から第21条までを削り、附則第22条を附則第17条とし、附則第23条を附則第18条とする。

(海老名市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第2条 海老名市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例(平成19年条例第4号)の一部を次のように改正する。

題名中「種別割の」を削る。

第1条中「の種別割（以下「種別割」という。）」を削る。

第2条中「種別割」を「軽自動車税」に、「第446条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法により」を「第451条第3項の規定により、証紙徴収の方法によって」に改める。

第3条第1項中「種別割の」を「軽自動車税の」に、「軽自動車税種別割証紙」を「軽自動車税証紙」に、「当該種別割」を「当該軽自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第4条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第1号様式中「軽自動車税種別割証紙」を「軽自動車税証紙」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の海老名市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分及び第2条の規定による改正後の海老名市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規

定は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。